

商工業者持続化補助金制度要綱 第22条による特例措置

(特例の目的)

第1条 長引くコロナ禍の影響により、売上の低迷や経済活動の停滞など新たに直面した課題の解決に向け、積極的な投資や経営の回復・活性化に向けた取組に対し、その費用の一部を支援することを目的とする（以下、コロナ枠）。

2 町内の会員事業所、もしくは新規開業を予定し会員加入が見込めるものを対象に、開業、もしくは事業の新展開を行うにあたって生じた必要経費の一部を補助し、経営の安定化に資することを目的とする（以下、新規開業・新展開枠）。

(補助率)

第2条 コロナ枠に関しては、補助対象経費が150万円までは、補助率を2分の1以内、上限を75万円とし、150万円を超える分は、補助率を3分の1以内とし、上限を25万円とする。

2 新規開業・新展開枠に関しては、町その他から交付決定を受けている補助金額の2割を補助する（上限30万円）。

(申請)

第3条 コロナ枠で申請する場合、コロナ禍による影響や、経営の回復あるいは、活性化に向けた取組の詳細を記載する。

2 新規開業枠で申請する場合、様式2に加え、町その他に提出した補助事業計画書、経費明細書に類するものを提出すること。なお、審査会の開催は不要とする。

この特例措置は、令和5年5月18日に施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和6年3月31日をもって終了する。